

# 税だより

令和6年5月9日発行 No.1  
真室川町 町民課 税務係  
電話 62-2054  
(内線 238、239、240、241)

## 町税の納め忘れはありませんか？

令和5年度分の町県民税、固定資産税、軽自動車税及び各保険料については、隨時課税分をのぞいて、すでに納付期限が過ぎています。これらの「町税・保険料」は町民の皆さまが安心・安定した暮らしができるよう町が事業を実施するための大切な財源となりますので、納め忘れのある方は、早期に納付ください。

### ★滞納者には財産の差し押さえを実施します

税金は、決まった納期に決まった金額を一括で納めることが原則です。納期限を過ぎ、督促状や催告状を送っても納付されない場合、町税及び保険料負担の公平性を確保するため、各種差し押さえを行います。自動車や不動産(土地・家屋)および動産(給与・預貯金・生命保険等)が差し押さえの対象となります。差し押された財産は、最終的に公売等により滞納税等に充てることになります。

しかしながら、病気や事故、災害や経済的理由から納めたいけれど納められない方もいらっしゃいます。納期内に納めることが困難な場合には、早めに納税計画について町民課税務係にご相談ください。

## 町税や保険料がコンビニやスマホ決済で納付できます！

町県民税・固定資産税・軽自動車税・後期高齢者医療保険・介護保険料及び水道料の納付書による納付が、コンビニやスマホ決済できます。土曜、日曜及び祝日も納付できますのでご活用ください。

### 【利用できるコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、くらしハウス、スリーエイト、ローソンストア100、生活彩家、セイコーマート、ダイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ポプラ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK設置店、ヤマザキデイリーストア

### 【利用できるスマホ決済】

PayPay、LINE Pay、Pay B、支払秘書、d払い、auPAY

# ～税に関するお知らせ～

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります。

## 森林環境税とは？

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税の均等割の枠組みを用いて一人当たり年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与される仕組みとなっています。

森林環境譲与税は、法律に基づき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

## 令和6年度以降の個人町県民税均等割及び森林環境税について

個人町県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時に年額1,000円（県民税500円、市町村民税500円）が引き上げられ、賦課徴収されておりました。この臨時の措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
県民税	個人住民税	2,500円	2,000円
町民税	均等割	3,500円	3,000円
計		6,000円	6,000円

## ～税に関するお手続きについて～

### ◇「家屋」を新增築、解体した場合はご連絡ください。

「家屋」を新增築、解体した場合は、現況確認のうえ、翌年度の固定資産税に係る対象資産を変更します。新築の場合は、役場町民課税務係にご連絡ください。解体した場合は、「家屋滅失届」を提出していただく必要があります。

なお、一般住宅（居宅）を解体した場合、宅地に係る住宅用地特例が解除され、軽減が該当しなくなったことにより、固定資産税が今までより高くなることがあります。

### ◇軽自動車等の申告漏れはありませんか？

農耕作業用小型特殊自動車等（トラクター、コンバイン等）も、軽自動車税の課税対象となっているため申告の義務があります。役場町民課税務係窓口で「軽自動車税申告書」を提出し、ナンバーを登録する必要があります。申告漏れの無いよう、お手続きください。

## 個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税（県・町）の「定額減税」が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

### ◇対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税者

### ◇減税額

- ①本人 1万円 ②控除対象配偶者又は扶養親族 1人につき 1万円  
※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。  
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。  
※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

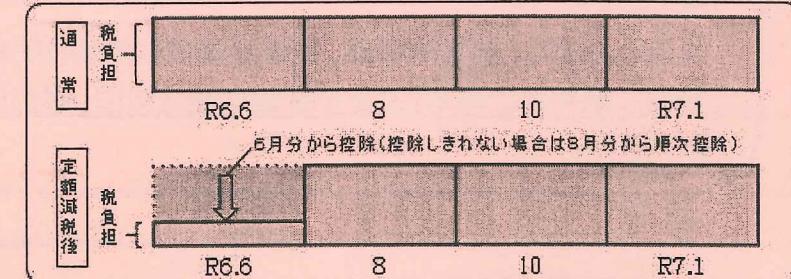
### ◇徴収方法（令和6年度分）

- ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）  
➢ 令和6年6月分は徴収されず、減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



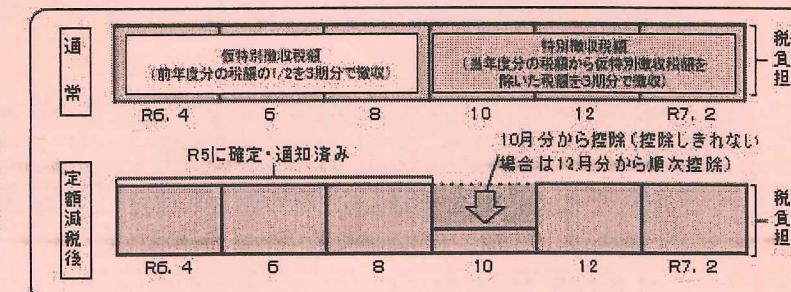
### ② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。



### ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



### ◇その他

- 個人住民税の減税額は、納税通知書・特別徴収税額通知書に記載します。また、個人住民税の定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除後の所得割額から減税されます。  
○減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。（支給開始予定 R6.7月）  
給付金の詳細は国ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）

○所得税（国税）定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

個人住民税の定額減税に関するお問い合わせは、町民課税務係まで

TEL 62-2054

# 税・保険料ごよみ（年間）

- 普通徴収分（納付書又は口座振替で納付）の納期限をお知らせします。
- 口座振替の方の振替日は、各納期限の日です。

納付月	税金等の種類	納 期 限
5月	固定資産税・軽自動車税の納付書発送	
	固定資産税（第1期） 軽自動車税（全期）	5月31日(金)
6月	町県民税の納付書発送	
	町県民税（普徴・第1期）	7月1日(月)※6 月末は日曜のため
7月	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付書発送 (国民健康保険料の納付書は最上地区広域連合より発送されます。)	
	固定資産税（第2期）	7月31日(水)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第1期） 介護保険料（第1期）	
8月	町県民税（第2期）	9月2日(月)※8 月末は土曜のため
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第2期）	
	介護保険料（第2期）	
9月	固定資産税（第3期）	9月30日(月)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第3期）	
	介護保険料（第3期）	
10月	町県民税（第3期）	10月31日(木)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第4期）	
	介護保険料（第4期）	
11月	固定資産税（第4期）	12月2日(月)※ 11月末は土曜のため
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第5期）	
	介護保険料（第5期）	
12月	町県民税（第4期）	12月25日(水)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第6期）	
	介護保険料（第6期）	
1月	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第7期）	1月31日(金)
2月	国民健康保険料（第8期）	2月28日(金)

裏面もご覧ください